

平成19年2月13日

各 位

初 穂 商 事 株 式 会 社  
代表取締役社長 齋藤 悟  
( J A S D A Q ・ コーポレート 7425 )  
問合せ先  
専務取締役管理本部長 高野温志  
電 話 0 5 2 - 2 2 2 - 1 0 6 6

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成19年2月13日開催の当社取締役会において、平成19年3月28日開催予定の第49回定時株主総会に、定款の一部変更の件を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の理由

- (1) 当社が行う公告について、公告の周知性の向上および公告手続きの合理化を図るため、電子公告を採用することとし、現行定款第4条（公告の方法）を変更するものであります。
- (2) 「会社法」（平成17年法律第86号）および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、当社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。
  - ① 当会社に設置する機関を定めるため、変更案第4条（機関）を新設するものであります。
  - ② 株券を発行する旨を定めるため、変更案第9条（株券の発行）を新設するものであります。
  - ③ 単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するため、変更案第11条（単元未満株式についての権利）を新設するものであります。
  - ④ 株主総会の開催場所に関する法令上の定めがなくなったことから、定款において名古屋市内と定めるべく変更案第16条（招集地）を新設するものであります。

- ⑤ 株主総会参考書類等についてインターネットで開示することにより、株主の皆さまに提供したものとみなすことが可能となることから、情報開示の充実を図るため、変更案第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。
  - ⑥ 株主総会における代理人による議決権行使に関し、出席できる代理人の員数を明確にするため、現行定款第16条（議決権の代理行使）について所要の変更を行うものであります。
  - ⑦ 取締役会の機動的な運営を図るため、必要が生じた場合に取締役会の決議を書面または電磁的方法により行うことができるよう、変更案第29条（取締役会の決議の省略）を新設するものであります。
  - ⑧ 定款上で引用する旧商法の条文を会社法の相当条文に変更するものであります。
  - ⑨ 旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、また表現の一部変更、語句の修正を行うものであります。
- (3) 上記のほか、条文の新設に伴う条数の変更ならびに一部規定の新設・削除・変更等所要の変更を行うものであります。

なお、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号）に定める経過措置の規定により、平成18年5月1日付で、当社定款には、以下の定めがあるものとみなされております。

- ・当社は、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く旨の定め。
- ・当社は、株券を発行する旨の定め。
- ・当社は、株主名簿管理人を置く旨の定め。

## 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

## 3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成19年3月28日（水）  
定款変更の効力発生日 平成19年3月28日（水）

以 上

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則 (商号) 第 1 条 当社は、初穂商事株式会社と称し、英文では、HATSUHO SHOUJI CO., LTD. と表示する。 (目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 鉄鋼二次製品、合成樹脂及び非鉄金属製品の販売 2. 板金加工及び板金工事業 3. 屋根工事業及び内装仕上げ工事業 4. 建設用鋸打銃の販売 5. 損害保険代理業並びに自動車損害賠償保証法に基づく保険代理業 6. 前各号に付帯する一切の業務	第 1 章 総 則 (商号) 第 1 条 (現行どおり) (目的) 第 2 条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を名古屋市に置く。</p> <p>(新 設)</p> <p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p>第2章 株 式 (発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は、<u>11,700,000株とする。ただし、株式消却が行われた場合には、それに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>(自己株式の取得) 第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p>	<p>(本店の所在地) 第3条 (現行どおり)</p> <p>(<u>機関</u>) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p><u>1. 取締役会</u> <u>2. 監査役</u> <u>3. 監査役会</u> <u>4. 会計監査人</u></p> <p>(公告の方法) 第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p>第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>23,400,000株とする。</u></p> <p>(自己の株式の取得) 第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議をもって自己の株式を取得することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(单元未満株式の買増し)</u>  第7条 当社の单元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規定に定めるところにより、その单元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</p> <p>(1 単元の株式の数)  第8条 当社の1単元の株式の数は、1,000株とする。</p> <p><u>(1 単元の株式の数未満の株券)</u>  第9条 当社は、1単元の株式の数に満たない株式に係る株券を発行しない。</p> <p>(新 設)</p> <p>(第7条より移設)</p>	<p>(第10条へ移設)</p> <p>(单元株式数)  第8条 当社の单元株式数は、1,000株とする。</p> <p>(削 除)</p> <p><u>(株券の発行)</u>  第9条 当社は、株式に係る株券を発行する。  2 前項の規定にかかわらず、当社は、单元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</p> <p><u>(单元未満株主の売渡請求)</u>  第10条 当社の单元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すこと(以下「買増し」という。)を当社に請求することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p><u>(名義書換代理人)</u>  第10条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。  (2) 当社の名義書換代理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会において</u>選定する。  (3) 当社の株主名簿（実質株主を含む。以下同じ）及び株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備置き、株式の名義書換、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理及び単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社はこれを取扱わない。</u></p>	<p><u>(単元未満株式についての権利制限)</u>  第11条 当社の単元未満株主は、<u>以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u>  1. <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u>  2. <u>会社法第166条第1項に定める請求をする権利</u>  3. <u>募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>  4. <u>前条に定める売渡しを請求する権利</u></p> <p><u>(株主名簿管理人)</u>  第12条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。  2 <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</u>  3 <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）</u>、<u>株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規定)</p> <p>第11条 当社の発行する株券の種類並びに株式の名義書換、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理、株券喪失登録、単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式に関する取扱及びその手数料は、取締役会の定める株式取扱規定による。</p> <p><u>(基準日)</u></p> <p>第12条 当社は、毎年12月31日最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>(2) 前項その他定款に定めのある場合のほか、必要があるときは取締役会の決議に基づき予め公告のうえ、臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集の時期)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、毎年3月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時、取締役会の決議に基づき招集する。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(株式取扱規定)</p> <p>第13条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規定による。</p> <p>(削 除)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第14条 当社の定時株主総会は、毎年3月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。</p> <p><u>(基準日)</u></p> <p>第15条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、12月31日とする。</p> <p><u>(招集地)</u></p> <p>第16条 当社の株主総会は、名古屋市内で開催する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集者及び議長)</p> <p>第14条 当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役社長が招集し、議長となる。</p> <p>(2) 取締役社長に事故がある場合は、予め取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が当たる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第15条 当社の株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>(2) 当社の商法第343条の規定によるべき決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。</p>	<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第17条 当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役社長が招集し議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故がある場合は、予め取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が招集し議長となる。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第19条 当社の株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>2 会社法第309条第2項の定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。</p>



現 行 定 款	変 更 案
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 当社の株主は、議決権を有する <u>当社の他の株主を代理人として</u> 議決権を行使することができる。</p> <p>(2) <u>前項の株主又は代理人は、代理権を称する書面を株主総会毎に、当会社に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(議事録)</u></p> <p>第17条 当社の株主総会の議事は、<u>その経過の要領及び結果を議事録に記載又は記録し、議長及び出席取締役が記名押印若しくは電子署名する。</u></p> <p>(2) <u>前項の議事録は、その原本を10年間本店に備置く。</u></p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 当社の取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</u></p> <p>(2) <u>当社の取締役の選任決議は、累積投票によらない。</u></p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第20条 株主は、<u>当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として</u>、議決権を行使することができる。</p> <p><u>2</u> <u>前項の場合には、株主又は代理人は、代理権を証明する書面を、株主総会毎に、当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第22条 当社の取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</u></p> <p><u>2</u> (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の任期)  第20条 当社の取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(2) 補欠又は増員により就任した取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間と同一とする。</p> <p>(代表取締役)  第21条 当社の代表取締役は、取締役会において選任する。</p> <p>(役付取締役)  第22条 当社は、取締役会の決議をもって、取締役会長及び取締役社長各1名ならびに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役ならびに取締役相談役各若干名を置くことができる。</p> <p>(取締役会の招集及び議長)  第23条 当社の取締役会は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。</p> <p>(2) 取締役社長に事故がある場合は、予め取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が当たる。</p> <p>(3) 当社の取締役会の招集通知は、取締役及び監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役の任期)  第23条 当社の取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役)  第24条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>(役付取締役)  第25条 当社は、取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役及び常務取締役並びに取締役相談役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)  第26条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役社長に事故がある場合は、予め取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)  第27条 当社の取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役会規定) 第24条 当社の取締役会に関する事項は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会規定による。</p> <p><u>(取締役会の議事録)</u> 第25条 当社の取締役会の議事は、その経過の要領及び結果を議事録に記載又は記録し、議長ならびに出席取締役及び出席監査役がこれに記名押印若しくは電子署名する。 (2) 前項の議事録は、その原本を10年間本店に備置く。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役の報酬及び退職慰労金) 第26条 当社の取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会において定める。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会 (監査役の員数) 第27条 当社の監査役は、4名以内とする。</p>	<p><u>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会規定) 第28条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p><u>(取締役会の決議の省略)</u> 第29条 当社は、取締役会の決議事項について、取締役全員が書面又は電磁的記録により同意し、監査役がこれに異義を述べないときは、当該事項について取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役の報酬等) 第30条 当社の取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）については、株主総会の決議によって定める。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会 (監査役の員数) 第31条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の選任) 第28条 当社の監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</u></p> <p>(監査役の任期) 第29条 当社の監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>(2) 補欠により就任した監査役の任期は、前任監査役の残任期間と同一とする。</u></p> <p>(常勤監査役) 第30条 当社は、<u>監査役の互選により、常勤監査役を置く。</u></p> <p>(監査役の報酬及び退職慰労金) 第31条 当社の監査役の報酬及び退職慰労金は、<u>株主総会において定める。</u></p> <p>(監査役会の招集通知) 第32条 当社の監査役会の招集通知は、<u>監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(監査役の選任) 第32条 当社の監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</u></p> <p>(監査役の任期) 第33条 当社の監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役) 第34条 当社の監査役会は、<u>その決議によって、監査役の中から常勤監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役の報酬等) 第35条 当社の監査役の報酬等は、<u>株主総会の決議により定める。</u></p> <p>(監査役会の招集通知) 第36条 当社の監査役会の招集通知は、<u>各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会規定)</p> <p>第33条 当社の監査役会に関する事項は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会において定める監査役会規定による。</p> <p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p>第34条 当社の監査役会の議事は、その経過の要領及び結果を議事録に記載又は記録し、出席監査役がこれに記名押印若しくは電子署名する。</p> <p><u>(2) 前項の議事録は、その原本を10年間本店に備置く。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第6章 計 算</p> <p>(営業年度及び決算期日)</p> <p>第35条 当社の営業年度は、毎年1月1日から12月31日までとし、<u>毎年12月31日を決算期日とする。</u></p>	<p>(監査役会規定)</p> <p>第37条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p><u>(会計監査人の任期)</u></p> <p>第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p><u>(会計監査人の報酬等)</u></p> <p>第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第40条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(利益配当金) 第36条 当社の利益配当金は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し支払う。</p> <p>(中間配当金) 第37条 当社は、取締役会の決議をもつて、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、<u>商法第293条の5の規定による金銭の分配</u>（以下中間配当金という）を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間等) 第38条 当社の利益配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されない場合は、当社はその支払の義務を免れる。 <u>(2) 前項の未払配当金には利息を付けない。</u></p>	<p>(期末配当金) 第41条 当社は、株主総会の決議によつて、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、<u>金銭による剰余金の配当</u>（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p> <p>(中間配当金) 第42条 当社は、取締役会の決議によつて、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、<u>会社法第454条第5項に定める剰余金の配当</u>（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p> <p>(期末配当金の除斥期間等) 第43条 期末配当金及び中間配当金が、<u>支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは</u>、当社はその支払の義務を免れる。 <u>2 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。</u></p>